

## 回 答 書

公立宍粟総合病院医事業務委託事業者選定に係るプロポーザルについて、次の事項について回答します。

<p>【No. 1】該当箇所：実施要領（4）事業規模（契約上限の目安） 1 ページ 20 行目</p> <p>本業務の契約締結にかかる上限額の目安であり、予定価格については別途算定するとのことですですが、上限額を超える御見積書を提出した場合でも、予定価格の範囲内であれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>【回答】</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
<p>【No. 2】該当箇所：実施要領（5）履行期間 1 ページ 25 行目</p> <p>予算が削減された場合、契約を変更または解除することがあると記載がございますが、契約変更となる場合は、金額の削減や仕様書内容の見直し（削減）を指すという認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>【回答】</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
<p>【No. 3】該当箇所：実施要領 8 提出書類等（2）ア⑧ 5 ページ 23 行目</p> <p>審査項目 1 同種・類似業務の実績の業務実績についてですが、所属エリアの同種・類似業務の業務実績でよろしいでしょうか。</p>
<p>【回答】</p> <p>会社としての実績であれば、エリアや支社等は問いませんが、兵庫県内の業務実績があれば優先して記載してください。</p>
<p>【No. 4】該当箇所：実施要領（11）その他注意事項（4）8 ページ 20 行目</p> <p>関係書類に記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等の場合を除き、変更するができないとございますが、この担当者とは具体的にどの職位どの範囲の者を指すのでしょうか。</p>
<p>【回答】</p> <p>統括責任者及び副統括責任者以上の者です。</p>
<p>【No. 5】該当箇所：契約書 1 ページ 1 行目</p> <p>収入印紙について、請負契約の場合は収入印紙が必要と認識しておりますが、当業務委託の契約は準委任契約に該当するため、収入印紙は不要のものとなります。この認識でよろしいでしょうか。</p>

**【回答】**

印紙税法上の課税文書になるかどうかは管轄税務署の判断によります。なお、電子契約による契約手続きが可能です。

**【No. 6】該当箇所：業務委託仕様書 3 履行期間(1) 1 ページ 11 行目**

「業務履行状況を確認した結果、適正に業務が履行されていないと判断した場合」とありますが、その際は事前に受託者との協議の場を設けていただけるご予定でしょうか。また、そのような判断をされた場合、何か月前までにお申し出をいただける想定でしょうか。

**【回答】**

受託者との協議の場を設けます。協議時期については、案件の状況等を踏まえて、その都度判断させていただきます。

**【No. 7】該当箇所：業務委託仕様書 6 業務日及び業務時間(1)エ 2 ページ 11 行目**

ゴールデンウィーク・年末年始を業務日とすることがあるとの記載がございますが、診療報酬請求関連業務以外の業務が該当するケースも想定されているのでしょうか。

**【回答】**

診療報酬請求関連業務以外の業務としては、日曜休日における医師会が計画している輪番当直日の外来受付等業務を想定しています。

**【No. 8】該当箇所：業務委託仕様書 6 (2)イ 2 ページ 23 行目**

各種委員会や訓練等が業務時間外に実施される場合、その実施時間および回数はおよそどの程度を想定されておりますでしょうか。もし来年度の予定が未定の場合は、今年度の実績をご教示ください。

**【回答】**

次のとおり予定しています。

- ・保険審査委員会 12 回
- ・医療安全等に関する研修 2 回  
(いずれも 1 時間程度)

**【No. 9】該当箇所：業務委託仕様書 7 (1) オ(ウ) 3 ページ 25 行目**

「未収金患者等に対する～分割納入の相談業務等の折衝を行うこと」との記載がございますが、受託者としては、支払い方法の相談があった際には病院職員様に同席を依頼し、分納等の支払い方法の最終決定は病院職員様が行われるという認識でよろしいでしょうか。

**【回答】**

お見込みのとおりです。

【No. 10】該当箇所：業務委託仕様書 7 (2)エ (ア) 4 ページ 10 行目

外国人患者対応についてですが、現在、貴院のタブレット及び通訳窓口に連絡し、通訳サービスを利用させていただいております。この対応は今後も継続して利用させていただけるとの理解でよろしいでしょうか？受託者側では通訳等の対応は困難と考えています。

【回答】

お見込みのとおりです。

【No. 11】該当箇所：業務委託仕様書 7 (3)ア(イ) 4 ページ 16 行目

「施設基準の届出について、届出状況を的確に把握する～」との記載がありますが、届出状況については、都度病院職員様より届出区分等詳細を共有いただける、という理解でよろしいでしょうか。

【回答】

お見込みのとおりです。

【No. 12】該当箇所：業務委託仕様書 7 (3)ウ(ア) 4 ページ 26 行目

「統計データや患者等からの意見などを積極的に活用分析し、必要な業務改善を行うこと」とありますが、ここでいう統計データとは具体的にどのようなデータのことでしょうか。

【回答】

患者満足度調査及び外来待ち時間調査の結果です。

【No. 13】該当箇所：業務委託仕様書 8 (4) イ 5 ページ 33 行目

「他医療機関との兼務をさせないこと」とありますが、現在、レセプト業務等で他医療機関から支援に来ていただいている社員がおります。この場合も該当する認識でしょうか。

【回答】

現在、レセプト業務等で他医療機関から来られている支援者は、「他医療機関との兼務をさせないこと」には該当しません。

【No. 14】該当箇所：業務委託仕様書 8 (4) オ 5 ページ 39 行目

「受託者は、医事会計システム等の運用や操作、マスタ管理等の経験を有し、当院が運用する各種システム事業者との調整に対応できる者を随時手配できる体制を社内に有すること」とありますが、必要とされるマスタ管理等の経験内容及び各種システム事業者との調整とは具体的にどのような対応でしょうか。

(マスタ管理の業務は仕様書記載の業務には含まれていないため、マスタ管理等の経験を有する社員を随時手配することは困難であることが、質問の背景にあります)

**【回答】**

マスタ管理業務は当院職員が行いますので、マスタ管理は求めません。医事会計システムに不具合が生じた場合などに当院職員・システム事業者へ運用上の状況説明を求める場合があります。なお、仕様書については、当該箇所を次のように変更します。

**業務委託仕様書 8 (4) オ**

受託者は、医事会計システム等の運用や操作ができる者を随意手配できる体制を社内に有すること。

**【No. 15】該当箇所：業務委託仕様書 8 (5) イ・ウ・エ 6 ページ 7 行目**

イ・ウ・エに関しましては、新人を配置し育成する場合もございます。つきましては、配置社員の有する経験・資格等を踏まえ、仕様記載要件と同等とみなせるものがあれば、条件の緩和についてご相談させていただくことは可能でしょうか。

**【回答】**

仕様書と同等以上の提案内容であれば、相談は可能です。

**【No. 16】該当箇所：業務委託仕様書 8 (7) オ 6 ページ 最終行目**

本契約は「業務委託契約」の性質を鑑み、受託業者の人事に関する内容となりますので、統括責任者を変更する場合、委託者の了承とは理解・納得という意味合いとの認識でよろしいでしょうか。

**【回答】**

お見込みのとおりです。

**【No. 17】該当箇所：業務委託仕様書 15 (3) エ 11 ページ 26 行目**

「当院に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。」との記載がありますが、万一該当事案が発生した場合には、双方で協議の場を設けることを想定されていますでしょうか。

**【回答】**

お見込みのとおりです。

**【No. 18】該当箇所：業務委託仕様書 19 12 ページ 29 行目**

「開院に向けた運用調整や移転作業、その他臨時業務等について、当院から依頼があった場合は協力すること」とありますが、これらの業務が発生した場合、業務量の範囲を事前に明確に定め見積をすることは困難であるため、追加で別途費用が発生するという理解なのですが、費用についてご相談させていただくことは可能でしょうか。

**【回答】**

業務委託仕様書 15 (3) の協議に必要となる各部門の手順書の確認、他病院の事例照会等を想定しており、追加業務はありません。

【No. 19】該当箇所：業務委託仕様書 24 (4) ウ(イ) 17 ページ 18 行目

「生活保護受給者の該当保護課へ資格確認及び照会を行う」とありますが、担当者が直接、保護課へ資格確認の問い合わせを行うという理解でよろしいでしょうか。また、該当保護課への毎月の問い合わせ件数をご教授ください。

【回答】

照会等の必要性が生じた場合、受託業者の職員ではなく、病院職員が該当市町へ確認を行います。件数は、流動的ですが、1か月あたり 20~40 件程度です。

【No. 20】該当箇所：業務委託仕様書 24 (5) ア(エ) 18 ページ 6 行目

「未出力レセプト」とは、具体的にどのようなレセプトを指しているのでしょうか。

【回答】

レセプト内容を目視確認するための紙出力レセプトのことです。

【No. 21】該当箇所：業務委託仕様書 24 (9) イ (ア) 19 ページ 18 行目

現行仕様書の件数が 200 件から 1,200 件と大幅に増加しておりますが、診療科や医師などの外的要素により、診療体制の変更が予定されているのでしょうか。

【回答】

実態に合わせたもので診療体制の変更は、特に予定しておりません。